

# 茨城県立古河中等教育学校 生徒指導に関する規定

## <服装に関する規定>

1、制服、体育時服装等（体育着、体育館シューズ）、上履き等学校指定品について

| 項目/区分  | 冬服（10月～5月）                      | 夏服（6月～9月）                      |
|--------|---------------------------------|--------------------------------|
| ブレザー   | 色は黒                             |                                |
| スラックス  | 色はグレーでオリジナルストライプ                | 色はグレーでミニチェック                   |
| シャツ    | サックスブルーのニット Y シャツ<br>袖に学校マーク入り  | サックスブルーのニット Y シャツ<br>袖に学校マーク入り |
| ベスト    | 色は紺で学校マーク入り 着用は任意               |                                |
| セーター   | 色は紺で学校マーク入り 着用は任意               |                                |
| スカート   | 色は黒で茶とグレーのチェック柄<br>※丈は膝のお皿の中心程度 | 色はグレーで紫系のチェック柄<br>※丈は膝のお皿の中心程度 |
| ネクタイ   | 黒地にグラデーションストライプ柄<br>3 ステージ別色    |                                |
| リボン    | 黒地にグラデーションストライプ柄<br>3 ステージ別色    |                                |
| 名札     | 学校指定 登校後着用 帰宅時学級保管              | 年次カラー採用<br>緑・赤・青のロー<br>テーション   |
| 体育時服装等 | 体育着及び体育館シューズは学校指定               |                                |
| 上履き    | 学校指定                            |                                |

※ 衣替えの時期については、移行期間を設け、気候の変動等を考慮して柔軟に定める。

2、指定以外の使用品について

制服の雰囲気を損なわないものを使用の条件とする。

|              |                                                                                     |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 制服用ズボンベルト    | 「黒」のスクールベルト等。スラックス着用時には必ず着用                                                         |
| スラックス着用時ソックス | 「白」「黒」「紺」                                                                           |
| スカート着用時ソックス  | ハイソックスで「黒」か「紺」の無地 ワンポイント可                                                           |
| 体育用ソックス      | 「白」の無地 ワンポイント可                                                                      |
| 靴            | 通学用：「黒」の革靴 又は運動靴 体育用：運動靴                                                            |
| 通学用バック       | 指定無し。荷物を入れた状態でロッカーに入る大きさのもの                                                         |
| 防寒具          | ウィンドブレーカーや手袋及びマフラー等（色指定無し）の着用可。コート類を着用する場合は、「黒」「紺」「グレー」とする<br>タイツを使用する場合は、無地の「黒」とする |

## <頭髪に関する規定>

1、頭髪は、清潔で学習や運動の妨げにならない自然な髪型とする。

2、脱色やパーマ等（ストレートパーマを含む）髪に手を加えたり、装飾品を身につけたりすることは禁止とする。

3、髪をしばるときには、ゴムやヘアピンを使用し、色は「黒」「紺」「茶」とする。

## <交通に関する規定>

1、原付自転車（50cc以下）並びに自動二輪車の運転免許取得・運転及び同乗はしない。

2、普通免許の取得については、就職希望者の場合、6年次の進路決定後10月以降、進学希望者の場合、進路決定後2月以降に学校の許可を得てから行う。

3、所定の自動車免許取得願を担任に通して提出し、許可を受けること。なお入校希望者及び保護者は、来校し生徒指導主事から遵守事項等の説明を受けること。

- 4、仮検定・卒業検定・本検定のために欠席する場合は、担任に申し出ること。ただし、当該教科は欠席扱いとする。
- 5、運転免許を取得した場合には、担任に申し出るとともに免許証を提示すること。
- 6、免許取得後は、保護者以外を同乗させることを禁止する。

### <アルバイトについて>

原則として禁止する。ただし、下記の許可条件をすべて満たした上で、家計の補助及び学資補填の必要な場合は、所定の手続きを経て、特例として認める。

- 1、許可条件
  - (1) 奨学金を受領している者、又はそれと同等と認められる者。
  - (2) 学業に支障がないこと。
  - (3) 職種は危険を伴わず、特に風紀上問題がないもの。
  - (4) 成績不振でないこと。
  - (5) アルバイトが許可になる期間は原則として長期休業中とし、職種及び時間等は審査する。
- 2、手続き等
  - (1) 希望者は担任に申し出て、「アルバイト許可願」・「アルバイト誓約書」の交付を受ける。
  - (2) 許可された者は必ず「アルバイト許可書」を携帯する。
- 3、手続き順序  
アルバイト許可願・誓約書 → 担任 → 年次主任 → 年次会 → 生徒指導主事  
→ 教頭 → 校長 → 許可書・誓約書（写し）
- 4、審査手順  
アルバイト許可の可否についての審査は当該年次、生徒指導主事、教頭、校長が行うものとする。  
※ 長期休業以外の時期に許可を希望する場合には随時、審査する。
- 5、書類等
  - (1) 「アルバイト許可願」（アルバイト先の就業承諾書を含む）
  - (2) 「アルバイト誓約書」
  - (3) 「アルバイト許可書」

### <学校内生活について>

- 1、欠席、遅刻、早退の場合には、保護者が学校へ電話等で連絡する。
- 2、始業時刻 8：20 には着席を完了する。
- 3、登校後の無断外出は禁止する。外出の必要がある場合は、学級担任に申し出て、外出許可証を携帯する。
- 4、下記の下校時刻を守る。  
○ 3 月～10 月 18：50  
○ 11 月～2 月 18：35  
※ 自転車通学の 1、2 年次生は 17：30 とする。
- 5、学習に不要なもの（アクセサリ、マンガ本、菓子類、ゲーム類等）は持ってこない。
- 6、1、2 年次生では、財布等の貴重品は、朝の SHR で担任に預け、帰りの SHR で受け取る。  
3、4、5、6 年次生では、各自貴重品の管理を行い、体育の授業等教室を離れる場合には貴重品袋を活用して紛失や盗難には十分注意をする。
- 7、携帯電話等（スマートフォン、通信機能付き電子機器を含む）の持ち込みについては許可制とし、次の（1）から（4）の携帯電話持ち込み及び利用規則を守る。
  - (1) やむ終えない理由があって携帯電話等を校内に持ち込むことが必要な場合は、携帯電話等使用許可願を提出して許可を受ける。
  - (2) 学校生活では使用禁止とする。電源は切っておく。（1、2 年次生は朝の SHR で担任に預け、帰りの SHR で受け取る。）
  - (3) 携帯電話は、有害サイトアクセス制限サービスを受けたものとする。
  - (4) 携帯電話持ち込み及び利用規則を守れない場合は、許可を取り消すことがある。
- 8、自動販売機の利用については、次の（1）から（5）の自動販売機利用規則を守る。
  - (1) 利用時間：前期課程：16：10 以降とする。  
後期課程：～ 8：15、12：50～13：35、16：10 以降とする。
  - (2) 以下の場所では飲食を禁止する。  
アカデミックホール、特別教室、体育館、武道場、進路閲覧室
  - (3) 責任を持って利用し、美化に努める。
  - (4) ペットボトル及び空き缶はそれぞれ所定のゴミ箱に捨てる。
  - (5) 以上の規則が守れない場合は次の対策を取る。  
注意喚起 ⇒ 使用制限 ⇒ 撤去
- 9、水分補給のために水筒を持参しても良い。水分補給は休み時間のみとする。
- 10、前期課程では、昼食販売はしない。

- 11、テスト時はカバン・教科書・ノート等の持ち物はロッカーに入れ、机の中を空にして受験する。
- 12、日直・各係・各委員会等の務めをきちんと果たす。
- 13、校内において出版物の発行・ポスター等の掲示・ビラの配布は生徒指導担当の許可を得る。

#### <校外生活について>

- 1、身分証明書については、次の（１）・（２）のように扱う。
  - （１）身分証明書は、本校生徒の身分を証明するものであるから、登下校の際には、必ず携帯する。
  - （２）紛失した場合には、速やかに学級担任を通じて再交付を願い出る。再交付は本人の実費負担とする。
  - （３）生徒だけの夜間外出や外泊をしない。
  - （４）長期休業中に３泊４日以上宿泊を要する旅行をする場合には旅行届を提出する。ただし、海外旅行の場合には、泊数にかかわらず旅行届けを提出する。